

インドネシアの通関問題に関する FAQ (よくある質問)

2022 年 3 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ジャカルタ事務所

はじめに

現在、日・インドネシア経済連携協定（JIEPA）や日・ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）、ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）の枠組みがあり、日系企業はこれらを利用して、通常より低い特惠関税の適用を受けてモノを輸入できるようになっている。また、インドネシア税関は AEO（認定事業者）制度や保税工場（KB）、保税物流センター（PLB）など様々な通関便宜を導入しており、企業は貨物の迅速な通関などのベネフィットを受けられる。

これらの便宜の活用にあたっては、必要書類の記載方法がよく分からない、税関からの指摘を受け、どうすればよいか悩んでいるといった、実務的な対応に関する問合せや相談がジェトロに寄せられている。そういう問合せや相談の内容をもとに、通関分野でよくある質問（FAQ）を本書にとりまとめた。日本からインドネシアへモノを輸出する事業者や、インドネシアでモノを輸入する事業者の皆様に、本書を業務の参考としてご活用いただければ幸甚である。

免責条項：

- － 本報告書に記載している情報は 2022 年 3 月時点に基づくもので、将来の法律改正等によって変わる可能性があります。
- － ジェトロは可能な限り正確な情報提供に努めておりますが、本報告書に関連する情報に起因して利用者がいかなる損失を被っても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。

禁無断転載

目 次

1. EPA/FTA.....	4
(1) 日・インドネシア経済連携協定 (JIEPA)	4
① 原産地証明書に記載する HS コードと輸入申告に記載するそれとが異なる .4	
② 原産地証明書の遡及発給を受けたい	5
③ 原産地証明書を事後提出して、輸入関税の還付を受けたい	5
(2) ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA)	6
① 原産性調査について	6
② 原産地証明書 (Form D) の発給可否について	7
③ 原産地自己証明制度 (AWSC) について	8
④ 原産地自己証明 (DAB) に記載する FOB 価格について	8
2. 保税工場 (KB)	9
(1) 保税工場と非保税工場の切替えはできるか	9
(2) 保税工場から他の保税蔵置場への貨物の移送について	9
(3) 国内販売のルールについて	10
3. 保税物流センター (PLB)	11
(1) 非居住者による PLB 在庫保有について	11
(2) PE 課税のリスクについて	11
4. MITA/AEO.....	13
(1) MITA と AEO の違いについて	13
(2) MITA と AEO の制度趣旨について	13
(3) MITA と AEO の審査・検査率について	13
5. 事前教示制度	15
(1) 関税分類 (HS コード) について	15
(2) 関税評価指針について	16
(3) 原産地の事前教示について	16
6. 追徴課税への対処	17

7. HS コード.....	18
(1) インドネシアの HS コードについて	18
(2) 日本とインドネシアの HS コードの違いについて	18
8. その他.....	19
(1) 異議申立てについて	19
(2) 輸入申告の数量単位について	19
(3) 宅配・郵送貨物の免税範囲について	20
(4) 輸出入データの検索方法について	20

1. EPA/FTA

EPA/FTA は、特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃する協定である。

通常、輸出入を行う際、各国が定めた関税を支払わなければならないが、EPA/FTA を活用すると、通常より有利な関税率の適用を受けられる。そのためには、輸入通関時に EPA/FTA 特定原産地証明書を税関に提出する必要があるが、その扱いを中心に、事業者から頻繁に照会が寄せられている。

(1) 日・インドネシア経済連携協定 (JIEPA)

① 原産地証明書に記載する HS コードと輸入申告に記載するそれとが異なる

(問) JIEPA 特恵関税を利用して製品をインドネシアに輸入したいが、日本側が用意した原産地証明書に記載の HS コードが、インドネシアでの輸入申告書に記載するものと異なっている。通関できるのか？

(答) JIEPA で特恵関税の適用を受ける場合、原産地証明書には 2002 年版の HS コードを、輸入申告書には最新の HS コードをそれぞれ記載するルールになっている。両者が異なっても、貨物についての記載内容が同じであれば、何ら問題なく通関できる。

2002 年度版 HS コードは、JIEPA の[譲許表](#)¹で確認できる(153/607 頁以降にあるインドネシアの譲許表を参照)。

原産地証明書には 6 桁の HS コードを記入し日本商工会議所へ発給を依頼する。JIEPA の[運用上の手続規則 \(OP\)](#)を参照されたい。

他方、輸入申告書にはインドネシア政府が定めた最新の HS コード 8 桁を記載する。

(本書の参考資料 1 および参考資料 2 を参照)

2002 年版 HS コードと最新版 HS コードとのつながりなど、詳しいことはインドネシア税関へ照会ありたい。窓口は以下のとおり。

[Bravo Bea Cukai](#)

(電話またはメール、チャットで 24 時間、2 言語対応)

(インドネシア語または英語)

¹ EPA/FTA 締結国の関税撤廃スケジュール表。JIEPA の場合は、先に日本側の関税撤廃スケジュールが、次にインドネシア側の関税撤廃スケジュールが、それぞれ記載されている。

② 原産地証明書の遡及発給を受けたい

(問) JIEPA 特恵関税の適用を受けたいが、原産地証明書の発給日が貨物の船積日より遅くなった。遡及発給を受けることは可能か？

(答) JIEPA では原則として、原産地証明書の発給のタイミングは船積前または船積後 3 日以内である。ただし、例外的な場合には遡及発給ができる。

JIEPA の[運用上の手続規則 \(0P\)](#)にて、船積日から 12 か月以内に限り遡及発給ができると定められている。その際、原産地証明書の記載欄に「ISSUED RETROACTIVELY」と明記する必要がある。

詳細は、原産地証明書の発給機関である[日本商工会議所](#)へ照会ありたい。

なお、JIEPA に関する関連サイトを以下参照ありたい。

- ・ [JIEPA の条文等](#) (外務省ホームページ)
- ・ [インドネシアの通関問題](#) (ジェトロ)
(FAQ の問 4 に遡及発給に関する記述あり)

③ 原産地証明書を事後提出して、輸入関税の還付を受けたい

(問) JIEPA 特恵関税の適用を受けて貨物をインドネシアに輸入したいが、原産地証明書の発給が間に合いそうにない状況。このような場合に、一旦輸入関税を納付して貨物を引き取った後、関税を還付してもらう方法はないか？

(答) JIEPA の場合は、輸入通関時に原産地証明書の提出がなければ特恵関税の適用を受けられず、その場で納付した輸入関税の還付を受けることは困難である。

原産地証明書は、本来は通関時に原本提出が必要だが、現在は通関時にカラスキャンした写しを提出し、通関後 90 日以内に原本を提出すればよい旨、[財務大臣規程 2020 年第 45 号](#)にて柔軟化措置がとられている。まずはこの方法を検討ありたい。

なお、一旦輸入関税を納付後、原産地証明書を事後提出して還付を受ける方法は、[RCEP 協定](#) 第 3・23 条で定められた。日本では 2022 年 1 月から RCEP が発効済。インドネシアで RCEP が発効する時期は未定だが、発効すれば、RCEP でこの方法が使えるようになる。

(2) ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA)

① 原産性調査について

(問) ATIGA を利用して部品をインドネシアから輸出する際、原産性調査が正しいかどうか、以下について教えて欲しい。

1. 当該品の HS コードごとに品目別細則 (PSR) を確認し、例えば「RVC40」とある場合、40%以上の原産性があれば当該品は域内原産とみなされるか？
2. 当該品 (親部品) の構成部品 (子部品) について、一部の材料を域外から仕入れて子部品を生産したとしても、PSRに沿って域内原産とみなされれば、当該子部品の原産ポーションを、親部品の原産性を算出する際に加算できるか？
3. ASEAN域内の他、日本や韓国、中国からも部品や原材料をインドネシアに仕入れ、ASEAN 域内に出荷する場合、RCEP を活用することは可能か？

(答)

1. 輸出する部品の HS コードの PSR (品目別規則 : Annex 3) に「RVC40」と書かれていれば、そのルールを適用できる。
2. 原産性が40%に満たない部品であっても、その部品を使って製品化したモノの原産資格割合を算出する際、当該部品の原産ポーションを加算できる。
3. お尋ねの仕入先と出荷先はすべて RCEP 締約国なので、RCEP の原産地規則に基づき特惠関税の適用ができる。ただし、RCEP は ASEAN10 カ国の過半数 (6 カ国以上) と、FTA パートナー (日本、中国、韓国、豪州、NZ) の過半数 (3 カ国以上) の国内手続きが完了した時点で発効するため、発効しても直ちに締約国のすべてで RCEP が有効になるとは限らない。つまり、発効した時点で国内手続きを完了していない国からの仕入れは非原産材料となることに留意が必要。

参考までに、ASEAN 事務局のウェブページに [ATIGA 協定のルール](#) が掲載されている。

② 原産地証明書 (Form D) の発給可否について

(問) ATIGA 特惠関税を利用して輸出を行いたいところ、原産地証明書 (Form D) の発給可否に関して、以下について教えて欲しい。

1. Form D は CTC (関税分類変更基準)、RVC (付加価値基準)、SP (加工工程基準) の単独～複合的組み合わせにより発行可能というが、いずれか一つの基準を満たせば Form D の発行は可能か？
2. 当社の工場で原料を用いて製品を作っており、HS コード上 4 桁の変更を伴う。輸入相手国の特惠関税手続の要件として、HS コードの変更を満たせば特惠関税の適用を受けられるのか？
3. 足元の材料使用時は付加価値基準 40%をクリアしないとの認識であるが、Form D を発給するには、ASEAN 加盟国の材料を調達・使用して製品を製造しなければ、Form D 発行の条件(RVC)が満たされないということか？

(答)

- 一般論で申し上げますと、完全生産品でない物品の場合は付加価値基準 (RVC)、関税分類変更基準 (CTC)、加工工程基準 (SP) のいずれか 1 つを満たせば原産性は認められる。
- ATIGA の場合は、まず品目別規則 (PSR) の確認が必要。製品の HS コードをキーとして、例えばクライテリアに「RVC40」とあれば付加価値基準 (RVC40%) を満たさない限り原産性は認められない。「RVC40 or CTH or xyz process rule」とある場合は、RVC を満たさなくても、当該品の HS コード上 4 桁が変更されているか、または加工工程基準を満たしていれば原産性は認められる。
- ご参考までに、ASEAN 事務局のウェブページに [ATIGA 協定のルール](#) が掲載されている。
- なお、個別具体的に原産性が認められるかどうか (=Form D の発行可否) は、法執行当局の判断になるので、直接ご確認ありたい。窓口は以下のとおり。

【インドネシア税関】

[Bravo Bea Cukai](#)

(電話またはメール、チャットで 24 時間、2 言語対応)

【インドネシア商業省】

(原産地証明書の発給窓口)

ska@kemendag.go.id

③ 原産地自己証明制度（AWSC）について

（問） ATIGA の原産地自己証明制度（AWSC）の導入検討の為、現行業務との差異、メリットデメリットを確認したく、以下についてご教示いただきたい。

- ・ AWSC を活用した輸出の業務フロー
- ・ 原産地自己証明書（DAB）は輸入国の税関当局へ輸出の度に原本を提出する必要があるか？

（答） AWSC に関する詳細は、ASEAN 事務局の[公式ウェブサイト](#)で公表されているので、参照ありたい。

トップページの上部にある左から 2 つ目のアイコン「ABOUT AWSC」にカーソルを合わせ、「AWSC Business Process」をクリックすると業務フローを確認できる。

ATIGA 修正議定書により改正されたのは、AWSC の導入、原産地証明書の新フォーム（E-Form D）、新制度への移行期間であり、その他は変わっていない（[ジェトロ地域分析レポート](#)を参照）。

DAB については、協定上は輸入国へ原本を提出する必要があるが、インドネシアでは輸入時に写しまたはスキャンデータでの提出を認め、原本は事後提出という扱いにしている。

④ 原産地自己証明（DAB）に記載する FOB 価格について

（問） 原産地自己証明書（DAB）には FOB 価格を記載する必要があるが、これを輸入国へ原本またはスキャンデータで提示すると、三国間取引においては中間事業者の仕入価格を教えることになる。AWSC の活用にあたり大きなハードルとなると思われるが、如何。

（答） 中間事業者の仕入価格の件は以前から日系企業間で問題になっていたこともあり、今回の ATIGA 改正議定書の発効により、付加価値基準（RVC）を適用して原産地を証明する場合でも FOB 価格の記載は原則不要になった。

ただし、カンボジア、インドネシア、ラオスの 3 か国からの輸出または輸入の場合は例外扱い、つまり FOB 価格の記載は必要なので、留意ありたい（[ジェトロ地域分析レポート](#)ご参照）。

2. 保税工場(KB)

保税工場（KB: Kawasan Berikat）は、インドネシアからの輸出促進を目的とする通関便宜の1つである。保税工場の認可を受けた事業者は、原材料や資本財などを、関税を留保した状態で輸入し、保税工場内で製品化して輸出することができる。また、一定の上限額内で国内販売も可能。

近年、輸出より国内販売にウェートを置く等の事情を背景に、保税工場の扱いをどうするかについての照会が寄せられている。

（1）保税工場と非保税工場の切替えはできるか

（問）当社はインドネシア国内に保税工場と非保税工場の両方を保有し、生産活動を行っている。現在の保税工場を非保税工場に、非保税工場を保税工場に切替えるようなことは可能か？

（答）保税工場の認可は場所に対して与えられるものであるため、ご提案のような保税工場認可を切替えるような措置は税関で認められない。

保税工場を非保税工場に変えたい場合は、保税工場の認可を返上するしかない。そして、非保税工場を保税工場にしたい場合は、新規に認可申請を行う必要がある。

（2）保税工場から他の保税蔵置場への貨物の移送について

（問）インドネシアの保税工場（KB）で生産した製品を保税物流センター（PLB）へ搬入することは可能か？

（答）保税工場に関する[財務大臣規程2018年第131号（No. 131/PMK. 04/2018）](#)第23条において、保税工場から搬出することのできる場所が記載されており、「b. 他の保税蔵置場」と明記されているので、PLBに搬入することは可能である。

(3) 国内販売のルールについて

(問) 当社は保税工場で生産した製品を各地へ輸出してきたが、近年は輸出先よりインドネシア国内販売先が増えてきたため、国内に非保税工場の建設を検討している。保税工場で生産したモノは、前年の輸出額の50%まで国内販売できるルールがあるが、税関でこのルールの見直しは検討されているのか？

(答) 保税工場で生産した製品は、輸出だけでなく国内販売も可能であるが、本制度は輸出促進を目的とするため、[「保税工場に関する財務大臣規程 2018 年第 131 号」](#)第 31 条第 1 項において、国内販売の上限は「輸出額、他の保税地域への販売額、自由貿易地域への販売額、経済特区への販売額を含めた前年度実績額合計の 50%」²と定められている。

他方、同規程第 31 条第 2 項において、税関の許可を受ければ上記の上限を超えて国内販売を行うことが可能な旨が規定されている。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、保税工場内で生産した製品を国内販売しても 50%ルールの枠からは差し引かない旨、[財務大臣規程 2020 年第 31 号](#)で定められた。インドネシア税関は、新型コロナウイルス感染症が終息するまでこの措置を継続する方針であり、同規程は現在も有効である。

² 詳細は、[「インドネシアの輸出入・通関制度について」](#)（2020 年 3 月）を参照

3. 保税物流センター(PLB)

保税物流センター (PLB: Pusat Logistik Berikat) は、経済政策パッケージの一環として導入された通関便宜である。輸入関税を留保したまま貨物を搬入し、搬出する分だけ都度関税を納付できる、最長で3年間、貨物を PLB 内に蔵置できる、非居住者在庫ができる等のメリットがある。

他方、非居住者在庫が恒久的施設とみなされ、課税対象となるリスクもあり、事業者の間で関心が寄せられている。

(1) 非居住者による PLB 在庫保有について

(問) 日本から商品を輸入してインドネシア国内で販売する場合、販社が行うよりも、日本本社が PLB に非居住者在庫を保有する形で行う方がコストを抑えられそうだが、そのような形態をとることは可能か？

(答) PLB に非居住者在庫を保有することは可能である。

ただし、その形態で商品を販売する場合、インドネシアの顧客からの受注や、PLBからの商品搬出などを非居住者が自ら行うことは実務的に困難であり、現地で管理する者の雇用が必要となってくると思料。PLB 事業者などから情報収集することを勧める。

(2) PE 課税のリスクについて

(問) PLB 非居住者在庫の運用について、「税務当局が PLB を恒久的施設とみなして課税対象となる可能性があり (PE 課税)、それが原因で利用が進まない」と聞いたが、PLB 非居住者在庫の運用と問題点等について教えて欲しい。

(答) PLB に非居住者在庫を保有することは可能であるが、恒久的施設 (Permanent Establishment) とみなされ、インドネシアでの売却益への課税、法人税の遡及課税リスクがあることには留意が必要。

PE 課税に関して税関は、日尼の二国間租税協定に従うとのスタンス。その税務当局からはいまだ公式見解が出ていない。

【参考】日尼租税協定第5条（恒久的施設）

- 1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。
 - 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 農場又は栽培場
 - (g) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
 - 4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。
 - (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
 - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
 - (d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (e) 企業のために、広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (f) (a) から (e) までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組み合わせによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
 - 6 一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者（8の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。
 - (b) 当該一方の締約国内において、当該企業に属する物品又は商品の在庫を保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わって反復して注文に応ずること。
 - 8 一方の締約国の企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて他方の締約国内において事業活動を行っているという理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。
- （出所）所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定（昭和57年12月10日 条約第19号）

4. MITA/AEO

インドネシアの通関便宜には、通関優先パートナー（MITA: Mitra Utama Kepabeanan）と認定事業者（AEO: Authorized Economic Operator）がある。

関税法令を遵守する等、優良な事業者であるとして税関から認定を受けると、通関手続きの簡素化などの便宜が与えられる。輸入者にとっては、このようなベネフィットは有益であり、制度に関する照会が寄せられている。

（１）MITA と AEO の違いについて

（問）MITA と AEO の通関上のベネフィットはほぼ同じとを感じるが、どんな違いがあるのか？

（答）MITA と AEO の通関上のベネフィットはほぼ同じである。

関税法令を遵守する等、優良な事業者である点も両者は同じだが、前者は事業者の意思に関わらず税関が認定するのに対し、後者は事業者からの申請を受け、必要な審査を経て税関が認定する点異なる。

（２）MITA と AEO の制度趣旨について

（問）MITA と AEO は同じようなベネフィットがあるところ、今後、AEO に制度が一本化される予定はあるか？

（答）MITA は物流コストの削減や競争力強化を通じてインドネシアの経済成長を促進することを目的とする制度である。

一方、AEO 制度は、2001 年の米国同時多発テロを契機として、国際物流のセキュリティ確保と物流円滑化の推進の両立を目的として導入された官民パートナーシッププログラムである。

両者は制度の趣旨が異なるので、ベネフィットの内容が同じであっても制度が一本化されるとは考えにくいと思料。

（３）MITA と AEO の審査・検査率について

（問）インドネシアにおける、通常書類審査及び開披検査となる確率について、また、MITA/AEO 認定企業の書類審査・開披検査率について知りたい。また、書類審査または開披検査となった場合、輸入許可までにどれくらいの日数を要するか？

(答) インドネシア関税総局の年次報告書で、通関ステータスごとの輸入申告数と通関所要日数が次葉のとおり公表されている。

インドネシアの通関ステータス毎の輸入申告数

通関ステータス	内容	2018 年		2019 年	
		申告数	割合 (%)	申告数	割合 (%)
レッドライン	開披検査	120,258	13.1	137,828	9.8
イエローライン	書類審査	52,785	5.7	33,763	2.4
グリーンライン	審査検査なし	598,919	65.1	956,841	68.1
MITA/AEO ライン	審査検査なし	148,527	16.1	276,834	19.7
計	—	920,489	100.0	1,405,266	100.0

インドネシアの通関ステータス毎の通関所要日数 (ジャカルタ・タンジュンプリオク港)

通関ステータス	内容	2018 年	2019 年
レッドライン	開披検査	4.4	3.6
イエローライン	書類審査	2.6	2.1
グリーンライン	審査検査なし	0.0000050	0.00
MITA/AEO ライン	審査検査なし	0.0000346	0.000
平均	—	0.57	0.34

(出所) インドネシア関税総局年報 (2018 年度、2019 年度) よりジェトロ作成

なお、MITA/AEO 認定企業の輸入貨物が書類審査・開披検査となった比率は公表されていない。

5. 事前教示制度

貨物を輸入しようとする場合、事業者は税関に申請の上、関税分類（HS コード）や関税評価指針（取引に関係する特定の費用が課税対象に含まれるか否か）を事前に把握することができる。また、2022 年 2 月からは原産地も事前教示の対象とされたところであるが、どのような場合に事前教示制度を有効活用できるかについて、事業者から関心が寄せられている。

（１）関税分類（HS コード）について

（問）事前教示制度を利用すれば、自社で輸入するすべての品目について適用できるか？

（答）適用は可能。御社が輸入しようとする品目ごとに事前教示申請書を用意し、税関に提出して審査を受けることになる。申請書と必要書類・データがすべて揃い、内容に不備なく税関に受理されれば、その日から 30 営業日以内に事前教示決定書が交付される。

（問）通常は船便で輸入している製品を航空便で輸入することがあり、その際、航空便で輸入する製品仕様の説明を求められることがある。これは事前教示制度適用のためなのか？また、3 年間適用とのことだが、船便と航空便は別扱いなのか？

（答）輸入時に製品仕様の説明を求められる理由は一概には言えないが、申告された物品の HS コードが適切かどうか、申告内容と実物が一致するか否かの確認のためであり、事前教示制度は関係ないと思料。

事前教示制度は、輸入しようとする物品の品目分類（HS コード）を事前に確認するしくみ。船便と航空便とで扱いが変わることはない。

（問）事前教示制度で得られた回答（HS コード）は、通関の際のトラブル、例えば担当税関により指摘された HS コードの違いで追徴課税の対象とされた場合、異議申し立てをサポート出来るものになるのか？

（答）事前教示は輸入者側の申告した品目分類番号（HS コード）を正当化するための手段としては使えない。むしろ、お尋ねのようなトラブルを未然に防ぐため、事前教示制度を利用してあらかじめ税関の回答をとっておくのが効果的な活用の仕方といえる。

（２）関税評価指針について

（問）インドネシアの輸入通関の際、評価加算はあるのか？例えば、無償貸与した金型の代金が invoice 製品代金に含まれていなかった場合、金型の価格を別途加算する必要があるのか？

（答）お尋ねの件については、関税評価に関する[財務大臣規程 2010 年第 160 号](#)の第 5 条に、輸入品の価格に加えて、コスト（手数料等）を評価加算する旨が定められている。

また、金型（cetakan）も評価加算の対象となる。無償貸与した場合は金型の本来の価格を加算する必要がある。

なお、評価加算の対象かどうか微妙なコストがある場合、税関に申請して回答（評価指針）を得る方法がある。[財務大臣規程 2018 年第 134 号](#)において、輸入品の関税評価にかかる指針の申請手続きを行う手順が定められている。

【参考】ビジネス短信（2018 年 12 月 4 日）
[輸入品の関税評価にかかる指針の申請手続きを整備](#)

（３）原産地の事前教示について

（問）原産地の事前教示を受ける手続きの概要如何？

（答）事業者は、売買取引の存在を証明する書類や原産地の特定に関する書類などの必要書類を揃えて税関に申請し、内容に不備がなければ、税関は 40 執務日以内に（申請者が MITA または AEO の場合は 30 執務日以内に）原産地の事前教示決定書（PKBSI）を発行する。PKBSI は発行日から 3 年間有効であり、輸入申告時に添付することによりスムーズな輸入通関に役立てることができる。

原産地の事前教示申請は輸入者だけでなく、輸出者や保税物流センター（PLB）事業者、経済特区の事業者なども行える。

【参考】ビジネス短信（2022 年 2 月 21 日）
[税関が輸入貨物の原産地の事前教示を開始](#)

6. 追徴課税への対処

インドネシア税関には、輸入通関後の事後調査を行う権限が与えられており、通関時に適用された HS コードが違っていた場合、HS コードの修正とそれに伴う追徴課税を事業者を求めることができる。事後調査は過去 2 年間に遡って行えるため、追徴課税は高額なものになることがあり、依然として事業者からの照会は後を絶たない状況にある。

追徴課税を受けた場合、事業者には異議申立てや税務裁判といった手段があるが、そういう手段をとるには一旦、追徴課税を納付しなければならず、金銭的な負担が大きい。これを未然に防ぐため、事前教示制度の活用が期待される場所である。

(問) 定期的にインドネシアに商品を輸入しているが、今まで通関が認められていた HS コードが、税関の事後調査で違うと指摘され、過去に遡り高額の追徴課税が生じると言われた。現在、商品の仕様などを税関に説明しつつ、今まで通関していた HS コードに分類してもらうよう主張しているが、どう対処すればよいのか？

(答) まずは商品に関する詳しい資料などをもとに、税関に理解を求めるしかない。税関が納得せず、追徴課税通知書を受けた場合は、一旦、追徴分を納付してから異議申立てを行う方法がある。それを税関が却下した場合は税務裁判を起こすことができる。費用も時間も相当かかるが、追徴額を取り返す手段はそれしかない。

今後、こういうトラブルを防ぐには、事前教示の申請を行い、税関から HS コードと関税率を回答してもらう方法が考えられる。事前教示決定書が発行されると、3 年間有効である。

毎回、同じサプライヤーから同じ商品を輸入しているのであれば、事前教示制度の活用は有効なので、検討ありたい。

7. HS コード

HS コードとは、「商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約（HS 条約³）」に基づき定められたコード番号である。2021 年 4 月現在、世界税関機構（WCO⁴）に加盟している日本やインドネシアをはじめ、200 以上の国・地域で HS コードが使用されている。

（1）インドネシアの HS コードについて

（問）インドネシアの HS コードに関する解説書はあるか？

（答）[財務大臣規程 2017 年第 6 号](#)に、第 1～98 類までの概説と、HS コード 8 桁の内容を記載した一覧表があるので参照ありたい。

（2）日本とインドネシアの HS コードの違いについて

（問）日本から輸出する際の HS コードと、インドネシアに輸入する際の HS コードはどう違うのか？

（答）HS コードの上 6 桁は WCO 加盟国間で共通であり、7 桁目以降は各国が独自に定めている。

日本は、独自に 3 桁のコードを加えて計 9 桁となっている。

ASEAN 加盟国間では、独自に 2 桁のコードを加えた AHTN コード⁵（ASEAN 統一関税品目コード）8 桁が使用されており、インドネシアの HS コードもこれに準拠している。

³ Harmonized Commodity Description and Coding System

⁴ World Customs Organization

⁵ ASEAN HARMONISED TARIFF NOMENCLATURE

8. その他

(1) 異議申立てについて

(問) 輸入申告の際、インボイスに記載された資材の数量単位を誤って記載してしまい、税関から過少申告との指摘を受け、非常に高額な制裁金を課された。税関に対し異議申立てを行ったところであり、現在、税関からの回答待ちである。何らかの救済措置はないのか？

(答) 異議申立て中であれば、税関からの回答を待ち、回答内容に納得がいかなければ税務裁判を起こすことが制度上認められている。

お尋ねのようなケースでは税関から事情説明を求められ、話し合いを経て解決する場合もあれば、税関から一方的に追徴課税や制裁金を通知され、話し合いの機会も与えられずに納付を余儀なくされる場合もあると承知。話し合いの場を設けるかどうかは税関側に裁量がある。

とはいえ、数量単位の記載誤りであれば、まずその旨を税関に説明して理解を求めるのが自然であり、できる限り税関と話し合う場を追求した方がよい。輸入申告した税関事務所へ直接連絡をとる他、企業からの一般相談窓口 ([Bravo Bea Cukai](#)) に問合せも可能。

(電話またはメール、チャットで 24 時間、2 言語対応)

(2) 輸入申告の数量単位について

(問) 輸入申告に記載する数量単位について、今まで通関していた製品の数量単位で申告したところ、記載すべき数量単位が違うことを理由に許可が下りなかった。輸入申告に記載する数量単位に関するルールがあるのか？

(答) [財務大臣決定 2020 年第 146 号](#)において、輸出入申告に記載すべき数量単位が HS コード 8 桁ごとに指定されている。

繊維および繊維製品の場合は、[財務大臣決定 2021 年第 29 号](#)において、記載すべき数量単位が定められている。

上記の財務大臣決定に従い、記載すべき数量単位を確認りたい。

(3) 宅配・郵送貨物の免税範囲について

(問) 個人顧客からの注文に応じ、フットウェアをクーリエ貨物で海外に輸出している。しかし、インドネシアに輸出した商品が現地での輸入規制に引っかかっている模様。インドネシアでクーリエ貨物に関してどんな輸入規制があるのか？

(答) お尋ねの件は、宅配などによる郵送品の輸入通関に関する[財務大臣規程 2019 年第 199 号](#)の適用対象になる。

- ・ 免税で輸入できる範囲は、3 米ドル以下
- ・ 税関へ申告する必要書類は宅配業者が揃えるので、買い手の方で用意する書類は特にない。有税になった場合は、宅配業者を通じ買い手に納付決定書が届くので、税関へ納付後、貨物を引き取ることになる。
- ・ フットウェアの場合は 3 ドルを超えると一般の通関と同じ関税がかかる。例えば、HS コード「64041190」のフットウェアの場合、輸入関税は 30%、付加価値税 10%になる。

フットウェアは、[商業大臣規程 2021 年第 20 号](#)により、輸入承認（ライセンス）の取得が義務づけられている。そして、添付資料Ⅳにおいて、「託送貨物、乗客や乗組員が航空機で持ち込む個人用貨物については、最大で 2 個までは本規程を適用しない」という例外規定がある。

つまり、2 個を超えてフットウェアを輸入する場合は商業省の輸入承認が必要であり、個人では承認を取ることが非常に困難であることに留意ありたい。

(4) 輸出入データの検索方法について

(問) インドネシアである商品を輸入販売しており、輸出入データを参考に競合他社に関する情報を集めたい。その方法を教えて欲しい。

(答) お尋ねの輸出入データについては、インドネシア中央統計庁（BPS）が公表している貿易統計（年報、月報）および輸出入者ディレクトリから集めることが可能。

([BPS 公式ウェブサイト](#))

①貿易統計（年報）で輸入データを検索

- ・ トップページ上部の「Publication」（右から4番目のアイコン）をクリック
- ・ Keyword 欄に「import」を入力し、「Show」ボタンを押下
- ・ 表示されたリストの中から、「Foreign Trade Statistiscal Import of Indonesia」を検索

⇒ 当該年報には、HS コード（8 桁）ごとの輸入実績（数量、金額）と仕出国別内訳が記載されている。HS コードの若い順に3分冊（Volume I, II, III）になっており、調べたいHSコードをキーとして該当の輸入実績を拾うことができる。

②輸出入者ディレクトリで主な輸入者を検索

- ・ 上記と同じ手順で、表示されたリストの中から、「Importers Directory of Indonesia 2020」を探す

⇒ この資料は、HS コード（8 桁）ごとに、実績の多い輸入者（上位10社）の名称、所在地、連絡先が記載されている。HS コードの若い順に2分冊（Volume I, II）になっており、調べたいHSコードをキーとして、主な輸入者を把握できる。

⇒ 輸出について調べたい場合は、keywordに「Export」を入力して検索すればデータを拾うことができる。

本資料に関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）ジャカルタ事務所
Summitmas I, 6th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 61-62
Jakarta 12190, INDONESIA
TEL : 62-21-5200264
E-mail : jktjetro@jetro.go.jp